

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-109
処分の種類	原状回復等の措置の指示、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第10条第2項、第33条第4項			
処分の概要	都市公園における公園施設設置・管理許可又は占用許可(変更許可含む)を受けた者に対する原状回復等の指示(公園予定地に準用)			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難。)			
基準の制定根拠	—			